

議員提出議案第 2 号

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 15 日提出

提出者	寒川町議会議員	佐藤一夫
賛成者	寒川町議会議員	中川登志男
	同	小泉秀輔
	同	柳下雅子
	同	山蔦紀一
	同	佐藤正憲
	同	青木博
	同	山田政博
	同	細川京三
	同	天利薫
	同	横手晃
	同	杉崎隆之
	同	岸本優
	同	吉田悟朗
	同	柳田遊
	同	黒沢善行
	同	太田真奈美

提案理由

政務活動費の支給方法について見直しを図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年寒川町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「者(」の次に「会派に所属しない者に限る。」を加える。

第 4 条に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において議員の任期が始まる場合における政務活動費については、速やかに交付するものとする。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合については、基準日における当該会派の所属議員の数に年額 240,000 円を乗じて得た額を 12 で除して得た額に基準日の属する月から議員の任期が満了する日(以下「任期満了日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が始まる場合における会派に対する政務活動費は、当該会派が結成された日における当該会派の所属議員の数に年額 240,000 円を乗じて得た額を 12 で除して得た額に、当該任期が始まる日の属する月の翌月(当該任期が始まる日が月の初日に当たる場合は、当該任期が始まる日の属する月)から当該年度の 3 月(前項ただし書の規定の適用がある場合は、任期満了日の属する月)までの月数を乗じて得た額とする。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、年額 240,000 円を 12 で除して得た額に基準日の属する月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が始まる場合における議員に対する政務活動費は、年額 240,000 円を 12 で除して得た額に当該任期が始まる日の属する月の翌月(当該任期が開始する日が月の初日に当たる場合は、当該

任期が開始する日の属する月)から当該年度の3月(前項ただし書の規定の適用がある場合は、任期満了日の属する月)までの月数を乗じて得た額とする。

第9条第3項第1号中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

別記様式中

「1 収入

政務活動費 円 ）」

を

「1 収入

政務活動費 円

利息 円

合計 円 ）」

に

「3 残額 円

内訳

(町に返還する額 円 へ引継ぐ額 円) ）」

を

「3 残額 円

4 利息 円

内訳

(町に返還する額 円 利息 円 へ引継ぐ額 円) ）」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(交付対象)	(交付対象)
<p>第2条 政務活動費は、寒川町議会における会派(所属議員が2人以上の場合をいう。以下「会派」という。)及び議員の職にある者(____以下「議員」という。)に対して交付する。</p>	<p>第2条 政務活動費は、寒川町議会における会派(所属議員が2人以上の場合をいう。以下「会派」という。)及び議員の職にある者(会派に所属しない者に限る。以下「議員」という。)に対して交付する。</p>
～略～	～略～
(交付の方法)	(交付の方法)
<p>第4条 政務活動費は、毎年5月31日までに交付するものとする。_____ _____ _____</p>	<p>第4条 政務活動費は、毎年5月31日までに交付するものとする。<u>ただし、年度の途中において議員の任期が始まる場合における政務活動費については、速やかに交付するものとする。</u></p>
(会派に対する政務活動費)	(会派に対する政務活動費)
<p>第5条 会派に対する政務活動費は、4月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額とする。_____ _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p>第5条 会派に対する政務活動費は、4月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額とする。<u>ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合については、基準日における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額を12で除して得た額に基準日の属する月から議員の任期が満了する日(以下「任期満了日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</u></p>
(加える)	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が始まる場合における会派に対する政務活動費は、当該会派が結成された日における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額を12で除して得た額に、当該任期が始まる日の属する月の翌月(当該任期が始まる日が月の初日に当たる場合は、当該任期が始まる日の属する月)から当該年度の3月(前項ただし書の規定の適用がある場合は、任期満了日の属する月)までの月数を乗じて得た額とする。</u></p>

2 (略)

(議員に対する政務活動費)

第6条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、年額240,000円を交付する。

2 年度の途中で新たに議員となつた者(一般選挙(解散による場合を除く。))により新たに議員となつた者を除く。)に対する政務活動費は、議員となつた日の属する月の翌月分(その日が月の初日の場合は、当月分)から月割りで交付する。

～略～

(収支報告書の提出)

第9条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は経理責任者であつた者及び議員又は議員であつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(1) 第5条第2項に該当したとき。

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

～略～

別記様式(第9条関係)

別紙のとおり

～略～

3 (略)

(議員に対する政務活動費)

第6条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、年額240,000円を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、年額240,000円を12で除して得た額に基準日の属する月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が始まる場合における議員に対する政務活動費は、年額240,000円を12で除して得た額に当該任期が始まる日の属する月の翌月(当該任期が開始する日が月の初日に当たる場合は、当該任期が開始する日の属する月)から当該年度の3月(前項ただし書の規定の適用がある場合は、任期満了日の属する月)までの月数を乗じて得た額とする。

～略～

(収支報告書の提出)

第9条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は経理責任者であつた者及び議員又は議員であつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(1) 第5条第3項に該当したとき。

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

～略～

別記様式(第9条関係)

別紙のとおり

～略～

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(現行)

別記様式(第9条関係)

年 月 日

寒川町議会議長 様

〔会 派 名〕
〔経理責任者〕

又は(議員名)

印

政務活動費に係る収入及び支出の報告書

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定に基づき、次のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 円

2 支出

科 目	支 出 額(円)	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 円

内訳

(町に返還する額 円 へ引継ぐ額 円)

(改正案)

別記様式(第9条関係)

年 月 日

寒川町議会議長 様

(会 派 名)
(経理責任者) 又は(議員名)

印

政務活動費に係る収入及び支出の報告書

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定に基づき、次のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 円
利息 円
合計 円

2 支出

科 目	支 出 額(円)	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 円

4 利息 円

内訳

(町に返還する額 円 利息 円 へ引継ぐ額 円)